

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則 第1-3条 ~ 第1-31条 [略]</p> <p>第1-32条 安全等の確保 受注者は、承諾なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為等、公衆に迷惑を及ぼす作業方法を採用してはならない。 2~11 [略]</p> <p>第1-33条 ~ 第1-35条 [略]</p> <p>第2章 地形、地質踏査 ~ 第3章 ボーリング調査 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験 第4-1条 ~ 第4-3条 [略]</p> <p>第4-4条 試験方法 使用機器については、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。また、圧力計、流量計については事前に試験を実施し、精度の確認を行うものとする。 2~7 [略]</p> <p>第4-5条 ~ 第4-25条 [略]</p> <p>第5章 サウンディング [略]</p> <p>第6章 サンプリング 第6-1条 ~ 第6-4条 [略]</p> <p>第6-5条 試料採取 [略] 2 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。 3~4 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務 [略]</p> <p>第8章 物理探査 第8-1条 ~ 第8-3条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則 第1-3条 ~ 第1-31条 [略]</p> <p>第1-32条 安全等の確保 受注者は、承認なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為等、公衆に迷惑を及ぼす作業方法を採用してはならない。 2~11 [略]</p> <p>第1-33条 ~ 第1-35条 [略]</p> <p>第2章 地形、地質踏査 ~ 第3章 ボーリング調査 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験 第4-1条 ~ 第4-3条 [略]</p> <p>第4-4条 試験方法 使用機器については、事前に監督職員の承認を受けるものとする。また、圧力計、流量計については事前に試験を実施し、精度の確認を行うものとする。 2~7 [略]</p> <p>第4-5条 ~ 第4-25条 [略]</p> <p>第5章 サウンディング [略]</p> <p>第6章 サンプリング 第6-1条 ~ 第6-4条 [略]</p> <p>第6-5条 試料採取 [略] 2 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に監督職員の承認を受けなければならない。 3~4 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務 [略]</p> <p>第8章 物理探査 第8-1条 ~ 第8-3条 [略]</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正後	現 行
<p>第8-4 条 調査方法 [略]</p> <p>2 電気探査装置は、必要に応じた性能を持つものを用いることとし、測線、電極の配列は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 電極配置は、特に定めがない限りウエンナー法（4極法）又はシュランベルジャー法（4極法）によるが、使用に先立ち監督職員の<u>承諾</u>を得るものとする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第8-5 条 ～ 第8-6 条 [略]</p> <p>第9章 試掘杭 [略]</p> <p>第10章 試掘井、揚水試験 第10-1 条 [略]</p> <p>第10-2 条 調査方法 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 掘削に当たって、孔口はケーシングし、やむを得ない場合に限り、泥水を使用するものとする。セメンテーションを行う場合は、監督職員の<u>承諾</u>を得なければならない。</p> <p>4～10 [略]</p> <p>第10-3 条 調査方法 ケーシング完了後、監督職員の<u>承諾</u>した揚水ポンプを設置し、清水になるまで十分に洗浄を行わなければならない。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>第10-4 条 ～ 第10-5 条 [略]</p> <p>第11章 土質試験 ～ 第12章 岩石試験 [略]</p> <p>※測量業務共通仕様書 … 改正なし ※設計業務共通仕様書 … 改正なし</p>	<p>第8-4 条 調査方法 [略]</p> <p>2 電気探査装置は、必要に応じた性能を持つものを用いることとし、測線、電極の配列は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 電極配置は、特に定めがない限りウエンナー法（4極法）又はシュランベルジャー法（4極法）によるが、使用に先立ち監督職員の<u>承認</u>を得るものとする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第8-5 条 ～ 第8-6 条 [略]</p> <p>第9章 試掘杭 [略]</p> <p>第10章 試掘井、揚水試験 第10-1 条 [略]</p> <p>第10-2 条 調査方法 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 掘削に当たって、孔口はケーシングし、やむを得ない場合に限り、泥水を使用するものとする。セメンテーションを行う場合は、監督職員の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>4～10 [略]</p> <p>第10-3 条 調査方法 ケーシング完了後、監督職員の<u>承認</u>した揚水ポンプを設置し、清水になるまで十分に洗浄を行わなければならない。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>第10-4 条 ～ 第10-5 条 [略]</p> <p>第11章 土質試験 ～ 第12章 岩石試験 [略]</p>

参考01 香川県土木設計業務等委託契約約款、調査・測量・設計業務仕様書等に基づく提出様式

香川県土木設計業務等委託契約約款、調査・測量・設計業務仕様書等に基づく提出様式

香川県土木設計業務等委託契約約款、調査・測量・設計業務仕様書等に基づく提出様式は下記によるものとし、作成に当たっては、発注者の確認を得るものとする。

なお、様式の規格はA-4サイズとする。

種別	No.	書類名称	作成者		書類作成の根拠						備考(様式等)		
			発注者	受注者	契約約款	業務共通仕様書				事務処理要領	その他	HP掲載	事務処理要領
						地質・土質調査	測量	設計	用地調査等				
契約書		設計業務等委託契約書	○									○	
		設計業務等委託契約書(変更)	○			第1-23条	第23条	第1-22条	第18条			○	
契約書関係		課税・免税事業者届出書		○							消費税法第9条	○	
		管理技術者通知書		○	第9条第1項	第1-6条	第7条	第1-6条	第7条			○	○
		管理技術者変更通知書		○	第9条第1項							○	○
		管理技術者経歴書		○	第9条関係							○	○
		照査技術者通知書		○	第10条第1項			第1-7条				○	○
		照査技術者変更通知書		○	第10条第1項							○	○
		照査技術者経歴書		○	第10条関係							○	○
		委任権限除外通知書			第9条第3項								
		業務工程表		○	第3条第1項							○	○
		請求書(前払金)		○								○	
部分完了		指定部分完了通知書		○	第36条第1項					第15条		○	○
		指定部分成果物引渡書		○	第36条第1項	第1-17条	第18条	第1-17条	第13条			○	○
修補		修補指示書	○			第1-20条	第21条	第1-20条	第16条	第20条第1項			○
		修補完了検査申請書		○						第20条第2項			○
履行期間変更		履行期間延期請求書		○	第21条第1項	第1-24条	第24条	第1-23条	第19条			○	○
		履行期間変更承諾書	○		第21条第2項								○
貸与品		貸与品借用書		○	第15条第2項	第1-4、1-12条	第5、13条	第1-4、1-13条	第5、9条			○	○
		貸与品返還書		○	第15条第4項	第1-12条	第13条	第1-13条	第9条			○	○
その他		部分使用同意書		○	第32条第1項	第1-28条	第28条	第1-27条	第23条				
完了		完了通知書		○	第30条第1項	第1-19条	第20条	第1-19条	第15条	第15条		○	○
		完了検査合格通知書	○		第30条第2項								○
		成果物引渡書		○	第30条第3項							○	○
		受領書	○										○
	請求書(完了払金)		○								○		

現行

参考01 業務委託契約に係る提出書類等の書式

業務委託契約に係る提出書類等の書式

業務委託契約に係る提出書類等の書式は下記によるものとし、作成に当たっては、書式、部数共に発注者の確認を得るものとする。

なお、書式の規格はA-4サイズとする

土木設計業務等委託契約約款	書式名	備考
第2条第3項	打合せ記録簿	
第3条第1項	業務工程表	契約締結後14日以内に提出
第8条第4項	業務に関する指示書	※香川県農業土木工事の設計及び測量調査業務監督検査事務処理要領による。
	業務に関する承諾書	
第9条第1項	管理技術者通知書	
	管理技術者変更通知書	
	管理技術者経歴書	
第10条第1項	照査技術者通知書	
	照査技術者変更通知書	
	照査技術者経歴書	
第14条	業務に関する報告書	
第15条第2項	貸与品借用書	
第15条第4項	貸与品返還書	
第21条	履行期間延長請求書	
第30条第1項	完了通知書	
第30条第3項	成果物引渡書	※香川県農業土木工事の設計及び測量調査業務監督検査事務処理要領による。
第36条第1項	指定部分完了通知書	
	指定部分成果物引渡書	
	修補完了検査申請書	
	業務委託代金請求書	

上表の備考欄※印以外の書式については、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/>)のビジネス情報→工事情報→各種様式集からダウンロードするものとする。

ただし、※印については次に示すとおりとする。

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正後

種別	No.	書類名称	作成者		書類作成の根拠						備考(様式等)		
			発注者	受注者	契約約款	業務共通仕様書				事務処理要領	その他	HP掲載	事務処理要領
						地質・土質調査	測量	設計	用地調査等				
業務書類		業務計画書の提出について		○		第1-10条	第11条	第1-11条	第32条			○	○
		業務に関する報告書		○	第14条							○	○
		業務に関する指示書	○		第8条第4項					第9条			○
		業務に関する承諾書		○						第10条		○	○
		打合せ記録簿		○		第1-9条	第10条	第1-10条	第30条			○	○
その他		担当技術者届		○		第1-7条	第8条	第1-8条					
		担当技術者経歴書		○									
		担当技術者変更届		○									
		調査職員の選任通知	○		第8条第1項	第1-5条	第6条	第1-5条	第6条	第8条			○
		調査職員選任の変更通知	○		第8条第1項								○

※ 契約約款：香川県土木設計業務等委託契約約款
 事務処理要領：香川県農業土木工事の設計及び測量調査業務監督検査事務処理要領

上表の備考欄中、HP掲載様式については、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/>)のビジネス情報→工事情報→各種様式集からダウンロードするものとする。

現行

業務に関する指示書		平成 年 月 日		
委託業務の名称		担当課長	主任調査職員	調査職員
		印	印	印
指示事項				
添付図 葉				
上記○○○業務について、香川県土木設計業務等委託契約約款第8条第4項に基づき、上記指示事項のとおり指示します。				
		平成 年 月 日	主任調査職員 (職氏名) 印	
受注者 管理技術者		様		
上記の指示事項については、承諾しました。		平成 年 月 日	管 理 者 技 術 者 印	

[削除]

成果物引渡書		平成 年 月 日	
契約担当者 (職氏名)	殿		
	受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名		印
委託業務の名称			
上記業務は、平成 年 月 日完了検査に合格したので、香川県土木設計業務等委託契約約款第30条第3項に基づき、下記目録により引渡します。			
記			
成果物目録			
1	電子納品媒体 (CD-R)	正副各1部	
2	報告書 (紙面)	1部	
3	CADデータ図面 (紙面印刷)	1部	
4	以下、該当がある場合 マイラ原図	1部	
5	マイラ原図図面 (紙面)	2部 (内1部は報告書に綴る)	
6	電子化が困難な書類 (紙面)	1部	

[削除]

用地調査等共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 管理技術者 略</p> <p>2 略</p> <p>3 管理技術者は、用地調査等の業務の履行に当たり、土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償士資格試験実施規程第6条に基づく土地改良補償補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者（土地改良補償業務管理者試験実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第7条の2 ～ 第12条の2 略</p> <p>第13条 成果物の提出</p> <p>受注者は用地調査等の業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を<u>受けなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを<u>行わなければならない。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>第14条～第98条 略</p> <p>第99条 木造建物</p> <p>木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第88条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については、<u>「別記5」木造建物数量積算基準に定める諸率は適用しないものとし、木造建物要領を準用した積み上げによる積算、又は専門メーカー等の見積を徴することにより、</u>それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第100条 木造特殊建物</p> <p>木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第89条で作成した図面及び調査書を基に、<u>「別記5」木造建物数量積算基準に定める諸率は適用しないものとし、木造建物要領を準用した積み上げによる積算、又は専門メーカー等の見積を徴することにより</u>当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第101条～第115条 略</p>	<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 管理技術者 略</p> <p>2 略</p> <p>3 管理技術者は、用地調査等の業務の履行に当たり、土地改良補償士（社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償士資格試験実施規程第6条に基づく土地改良補償補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者（土地改良補償業務管理者試験実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第7条の2 ～ 第12条の2 略</p> <p>第13条 成果物の提出</p> <p>受注者は用地調査等の業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を<u>受けるものとする。</u></p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを<u>行うものとする。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>第14条～第98条 略</p> <p>第99条 木造建物</p> <p>木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第88条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を<u>準用して、</u>それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第100条 木造特殊建物</p> <p>木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第89条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を<u>準用して</u>当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第101条～第115条 略</p>

用地調査等共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行																		
<p>第116条 調査 略 (1)～(4) 略 (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 (6)～(12) 略 <u>(13) 消費税課税事業者届出書(特定期間用)</u> <u>(14) 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)</u> <u>(15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書</u> <u>(16) その他の資料</u> 2 略</p> <p>第117条 補償の要否の判定等 略 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「<u>土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて</u>」(平成26年4月1日付け25農振第2418号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知))により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> <p>第118条～第188条 略</p> <p>「別記1」業務従事者資格一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption style="text-align: center;">業務従事者資格一覧表</caption> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>関係条項</th> <th>資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利調査</td> <td>第3章</td> <td>1. <u>公益</u>社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</td> </tr> <tr> <td>土地の測量～内水面漁業権等調査</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>「別記2」～「別記18」 略</p>	業務内容	関係条項	資 格	権利調査	第3章	1. <u>公益</u> 社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補	土地の測量～内水面漁業権等調査	略	略	<p>第116条 調査 略 (1)～(4) 略 (5) 消費税簡易課税制度不適用届出書 (6)～(12) 略 <u>(13) その他の資料</u></p> <p>2 略</p> <p>第117条 補償の要否の判定等 略 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「<u>土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて</u>」(平成9年4月1日付け9-49農林水産省構造改善局建設部設計課長通知))により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> <p>第118条～第188条 略</p> <p>「別記1」業務従事者資格一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption style="text-align: center;">業務従事者資格一覧表</caption> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>関係条項</th> <th>資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利調査</td> <td>第3章</td> <td>1. 社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</td> </tr> <tr> <td>土地の測量～内水面漁業権等調査</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>「別記2」～「別記18」 略</p>	業務内容	関係条項	資 格	権利調査	第3章	1. 社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補	土地の測量～内水面漁業権等調査	略	略
業務内容	関係条項	資 格																	
権利調査	第3章	1. <u>公益</u> 社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補																	
土地の測量～内水面漁業権等調査	略	略																	
業務内容	関係条項	資 格																	
権利調査	第3章	1. 社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補																	
土地の測量～内水面漁業権等調査	略	略																	